

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 26年5月7日(水)午後1時30分から午後2時39分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する
地目認定について

報告事項 (1)専決事項

4月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から
4月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した。

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも改めましてこんにちは。ゴールデンウィークも終わり、一段落したかなと思いますが、ゴールデンウィーク後半には山や水の事故が、悲惨な事故があったかなと思います。農作業につきましては本格的になりまして大変お忙しい中、本日は全員のご参加をいただきまことにありがとうございました。アメリカとのTPPについても大統領来まして合意するかと思いましたが、なかなか決着がつかず先送りという状態になりました。これも引き続きしっかりと農産物につきましては、がんばっていただきたいなと思っております。大変厳しい状況でございますので、今後を期待するところでございます。また、農業委員会におきましてもいろいろ事業がございます。これからも大豆、味噌作り、また本年度は研修旅行もある予定でございますので、これらを担当する皆さん方には大変だと思えますけれど、早め早めに日程等組んでいただきながら、皆さんとしっかりと審議しすばらしいものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日も数少ない審議かと思えますので皆さんのしっかりした審議をお願い申し上げます。本日も簡単ではございますがあいさつとします。よろしくお願いいたします。

それでは議事進行させていただきます。次第に基づきまして議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、議事録の署名委員の指名でございますが、本日は15番の小澤委員、16番の栗澤委員、両氏によりしくお願いいたします。

次に4番の議事でございます、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、賃貸借権の設定でございます。

大字樋口…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字樋口…番地、地目は田、面積 1842 m²を、大字樋口…番地の B が賃貸借し、駐車場とするための申請でございます。借受人は運送業を営んでおりますが、業務拡張に伴い大型・中型トラックを増やすため駐車場が必要となり、会社から3キロ以内の適地を探した結果、申請地を借りられることとなりました。申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地が広がる区域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地にあたりますが、集落接続により容認したいと思います。この件につきましては、栗澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

現地を確認しました、栗澤委員から説明をおねがいたします。

<16番栗澤委員>

16番の栗澤が説明いたします。(場所の説明)あとは杭だとかああいうものはしっかりしておりまして、問題ないと思いますのでご審議よろしくお願ひします。

<尾坂会長>

ありがとうございました。ただいまご説明がございました。(場所の確認)これにつきましてご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。「なし」「異議なし」の声)異議なしということでございますので、これにつきまして許可することといたします。次に2番目辰野町中央についてご説明お願ひいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、中央…番、地目は田、面積 546 m²を、中央…番地の B が取得し、駐車場とするための申請でございます。譲渡人は申請地を隣接のパチンコ店の駐車場として貸していましたが数年前に返却され利用について思案していたところ、譲受人が申請地隣接の既存駐車場では手狭となっていたため、申請地を買受け駐車場とする話がまとまりました。申請地は、第2種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。なお、申請地はすでに駐車場となっており追認案件であります。県農業会議農地審議要領において議案書の現況地目は追認案件であっても農地とするよう定められておりますので田となっ

ておりますことをご承知おきいただきたいと思います。この件につきましては、宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

現地を立ち会いました、宮原委員の方から説明をお願いいたします。

<14番宮原委員>

14番宮原が報告をいたします。去る4月12日に竹淵・上島両委員と3名でもって確認をいたしました。今説明のありましたように、パチンコ屋の駐車場として使用していたものを返されてBで駐車場として買うという状況であります。図でお分かりのように二面が町道に面している、そして二面が宅地、もう住宅が建っております。そういうことで境界線のほうは明確になっております。したがって認可の方向で考えてまいりました。再度ご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ご説明どうもありがとうございました。これにつきまして何かご意見ご質問等ございますが、この件につきましてはすでに駐車場としてパチンコ屋が借りていたということなんですね。それが売買というかたちになったということのようでございます。なにか。「異議なし」の声異議なしということでございますので、この件につきまして、引き続き駐車場でございますので、許可したいと思っておりますのでお願いいたします。次に、辰野町中央…番地について、ご説明をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、中央…番地、地目は田、面積639㎡を、伊那市西箕輪…にお住まいのBさんが取得し、一般住宅の新築をすすめるための申請でございます。譲受人は現在伊那市で家族と借家暮らしをしておりますが、申請地を取得し自己の住居を建築したい計画でございます。申請地は、第1種低層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。また、面積が500㎡を超えておりますが、土手や石積み等宅地として利用できない部分が145㎡あり、宅地として利用可能面積は494㎡ですのでやむを得ないと思われまます。この件につきましては、根橋鉄雄委員、三浦委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

お願いいたします。

<10番根橋委員>

10番の根橋がご説明いたします。4月13日に三浦さんと現地確認を行いました。もとこの場所は区画整理された土地でありまして、道路も北側、西側についており、周囲も宅地化されて両方、両隣家が建っております、なんら問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、今根橋委員からご説明がありました。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。「異議なし」の声)はい、すでに区画整理されているということでございまして、異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。次にNo, 4、辰野町樋口の件について、よろしくをお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口…番地、地目は畑、面積259㎡を、Aさんと同じ住所にお住まいのBさん、Cさんが使用貸借し、一般住宅の新築をするための申請でございます。借受人は夫婦であり現在家族と妻の父である貸渡人宅に同居をしておりますが、家族も増え手狭となったため実家近くの妻の父所有の申請地を使用貸借し、夫婦連名で新居を建築する目的でございます。申請地は、いずれの農地区分用件にも該当しませんので、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地ですが集落接続で許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、栗澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、では栗澤委員現地を確認した概要をよろしくをお願いいたします。

<16番栗澤委員>

16番の栗澤です。お願いします。今事務局から説明があったとおりです。Aさんの土地へ娘さんの、Bさんの奥さんが建てるそうでありますので、何の問題もありませんので、ご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいま栗澤委員のほうから説明がありました。何かご質問がございましたら。

<14番宮原委員>

境界ははっきりしているか。

<16番栗澤委員>

境界ははっきりしています。

<尾坂会長>

Aさんの娘さんのだんなさんと娘なんですね。(Aさん宅の)隣でございます。宅地続きということでございます。何かご意見等ございましたら。(「異議なし」の声)ご意見等、問題等ないということで、異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。次に、5番、辰野町大字伊那富南原…番地についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は田、面積290㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得し、一般住宅の新築をするための申請でございます。譲受人は現在家族とアパート暮らしをしておりますが、申請地を取得し、自己の住居を建築したいという計画でございます。申請地は、第1種低層住居専用地域の用途地域ですので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地であり原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、では現地を見ました上島委員の方から説明をお願いいたします。

<4番上島委員>

4番上島が報告いたします。内容とか細部につきましては事務局のほうで発表していただいたとおりでございます。4月7日に申請依頼がありまして7日に竹淵委員と私と二人でもって現地確認をしました。(場所の説明)境杭もはっきりしており、周辺の道路も3メートルと4.5メートルという道路がありまして、2メートル以上をクリアしているということと、上下水道の設備もちろんありまして、周りの日照等の影響も少なくまた書類等も満たしておりまして、問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきましてご質問等ございましたらよろしくお願いたします。(「異議なし」の声)異議なしということでございますので、この件につきましても許可することといたします。以上で、第1号議案は以上でございます。次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計11件、17筆、面積は合計で20,391㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

<尾坂会長>

利用権設定の関係でございます。これらにつきましてご質問等ございましたらよろしくお願いたします。(「なし」の声)はい、ただいま事務局の説明のあったとおり決定したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。次に議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】

<足助事務局次長>

この件につきましては、先月の協議事項において地区担当であります小野の小澤委員さんに依頼しました件であります。お手元に資料として農地地目変動調書というのがあるかと思えますけれども、それをちょっとご覧いただきたいと思えます。4月10日に小澤委員から、すべての筆が地籍調査結果と相違ないということで事務局に報告をいただいておりますので、報告させていただきます。

<尾坂会長>

はい、ただいま事務局から説明がありましたが、わかりましたかね。何件か転用許可がされているというのは、今まで農地であったところがもうすでに。

<千田事務局書記>

はい、過去に転用許可がされているのですけれども、地目変更の申請をしていなかったのも、農地のままなのでも、地籍調査の結果、転用目的と同じ地目になっているので問題はないと思えます。

<尾坂会長>

手続きをしていなかったということなんですね。

<千田事務局書記>

転用許可は受けているんですけれども法務局へ行って地目変更登記をしてなかったということです。

<尾坂会長>

その他については、ここに書いてあるのは(農地への)原状回復は厳しいということですね。どうも調査ご苦労様でございました。何かこれについてご意見等ございましたら。

<15番小澤委員>

15番小澤ですが、要はこれは地籍調査の結果を確認したということですね。これはまだ他の地区はもう終わってる、終わってない、これからあるのがあるの。

<千田事務局書記>

下辰野があります。

<15番小澤委員>

今回の場合は、これ裏表あって46筆一人でやりましたけれど、前回は宇治さんから話がありましたとおり、地図をいただいています。地権者、所有者か、の名前が入っていたほうがわかりやすく感じました。いろいろとプライバシーとかそういう問題があってもかカットされていますけれど、たぶんこれからもこういう調査出るとは思います。所有者の名前があったほうが調べやすい。前任者に聞けばわかると思いますけれどやっぱり農業委員としてやっぱり、入っていたほうが調べやすいと思います。以上です。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。できるだけ対応していただきたいと思います。何かご意見ございますか。(小澤委員から場所の説明)なにか、質問等ございましたら。では、異議等ございませんのでこのように決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。次に報告事項をお願いします。(1)専決事項について事務局よりお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、4月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による届出ということで合意解約でございますが1件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

報告事項についてご質問等ございますか。無いようですので、報告事項ということでお願いいたします。以上でもって議事を終わらせていただきます。何かございましたら。ではその他お願いします。

その他

○平成26年度味噌づくり体験について

有賀農政部長説明、日程について等

・5/14(水)AM8:00 作業(草刈、耕耘、看板)トラクター上島委員

- ・畑全体に播種、肥料 40 ㍓、畝幅 80 ㍒、ギンレイ種子 8 ㍓(赤羽代理)、
30 ㍒間隔テープ(下田委員)
- ・種まき 6/7(土)参加者 AM9:00、委員集合 AM8:30
- ・昨年仕込みの時豆が硬かったという意見
- ・参加費について、増税等考慮し一家族 4,000 円に値上げ

○次回委員会開催日

6月3日(火) 午後2時00分から 会議室未定

- ・味噌づくりの日程や旅行の日程を大体決めてもらいたい。都合があるので。

○研修旅行について

大豆収穫終了後、11月末頃で検討、(11/25~27 中村委員×)

旅行委員 正副会長、正副部長、上島委員、小澤委員

(閉会)

(閉会后長野県農業会議成田房子さんを講師に農業者年金についての講習会開催)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印